

保医発 0131 第 3 号  
令和 7 年 1 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 2 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

1 別添 1 の第 2 章第 13 部第 1 節第 1 款 N 0 0 5 - 4 ( 1 ) を次のとおり改める。

- ( 1 ) ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。
- ア 固形癌における抗 PD - 1 抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助
  - イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助
  - ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助
  - エ 子宮体癌における PARP 阻害剤の適応判定の補助

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断     1～9 (略) 第1節 病理標本作製料     N000～N005-3 (略)     N005-4 <u>ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</u>         (1) <u>ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。</u>         ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助         イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助         ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助         エ <u>子宮体癌におけるPARP阻害剤の適応判定の補助</u>         (2)～(4) (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断     1～9 (略) 第1節 病理標本作製料     N000～N005-3 (略)     N005-4 <u>ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製</u>         (1) <u>ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、以下のいずれかを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。</u>         ア 固形癌における抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の適応判定の補助         イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助         ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助         (新設)         (2)～(4) (略)</p>

N 0 0 5 - 5 (略) 第 2 節 (略) 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	N 0 0 5 - 5 (略) 第 2 節 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)
---	---